

報告第5号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和2年5月11日提出

佐野市長 岡部正英

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年1月20日に佐野市高砂町1番地先で発生した市有自動車と[REDACTED]様運転の自動車（[REDACTED]様所有）との交通事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和2年4月14日

佐野市長 岡部正英

- 1 損害賠償額 11,150円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

- 3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]

[REDACTED] (運転者)

[REDACTED]

[REDACTED] (所有者)

専決第8号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	交通事故		
2 発生の日時 及び場所	日時 令和2年1月20日 午後2時5分頃 場所 佐野市高砂町1番地先		
3 発生時の状況	相手方車両が左折しようとした際、前方の混雑のため低速で直進していた市有自動車の左側後部に衝突した。		
4 相手方	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED] (運転者)	
	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED] (所有者)	
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 11,150円		
6 和解日	令和2年4月14日		
7 略図			